

事 業 主 各 位

新発田公共職業安定所長
(公 印 省 略)

公正な採用選考と人権問題研修会の開催について（御案内）

当所の業務運営につきましては、日頃から格別な御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴事業所におかれましては、公正採用選考人権啓発推進員を選任し、人権尊重の精神に基づき就職の機会均等の確保及び公正な採用選考を推進していただいているところで

す。

こうした中、令和7年度においても、県内では採用選考の面接時における不適切な質問や選考時に不要な書類の提出を求めるなど、問題とされる事例が多数報告されております。

つきましては、公正な採用選考と人権問題について理解を深めていただくことを目的に、公正採用選考人権啓発推進員、人事・採用担当者を対象とした研修会を下記により開催することとしましたので、公正採用選考人権啓発推進員等の参加に御配意くださいますようお願いいたします。

なお、当研修会につきましては、商工会議所、商工会等の御協力のもと周知を行っておりますので、御案内が重複して届く場合がございますが、あらかじめ御了承願います（重ねてお申込みをいただく必要はありません。）。

また、別紙2「公正採用選考人権啓発推進員制度」に基づき選任いただいている公正採用選考人権啓発推進員について、異動等による変更が生じた場合は、別紙3「公正採用選考人権啓発推進員異動報告書」により、御報告くださいますよう併せてお願いします。

※異動報告書は、メールでの提出も可能です。別紙3に記載した新潟労働局のホームページから様式をダウンロードし報告先メールアドレスに送信してください。

記

1 日 時 令和8年8月21日（金）
午後1時30分から午後3時35分まで
【受付は、午後1時00分から行います】

2 場 所 新発田市生涯学習センター 講堂
新発田市中心街5-8-47
電話 0254-26-7191

（裏面へ続きます。）

3 内 容

(1) 講 演

「企業向けの人権啓発、公正な採用選考」 (予定)

講 師

株式会社 かんぽ生命保険 人事部 上席専門役 藤重 雅哉 様

(2) 人権啓発DVD上映

未来への責任 ～公正な採用選考～

(3) 公正な採用選考について

高校生の選考・採用にかかる留意点 ハローワーク新発田

4 参加申込み方法

8月11日(火)までに、以下のURLから、別紙1「申込フォーム」に入力し、お申し込みください。

※ハローワーク新発田ホームページ(新潟ワークナビ)からもお申込みいただけます。
(ハローワーク新発田>事業主の方>お知らせ)。

<申込フォーム>

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou15/15060kousei08>



<ハローワーク新発田ホームページ>

<https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-hellowork/list/shibata/jigyounushi.html>



- 5 共 催 新発田市、胎内市、阿賀野市、聖籠町、新発田商工会議所
後 援 胎内市商工会、阿賀野市商工会、しばた商工会、聖籠町商工会

6 その他

新発田市生涯学習センターは駐車場の台数に限りがありますので、満車の場合は新発田市役所第3・4駐車場またはアイネスしばた駐車場を御利用ください(新発田市役所第3・4駐車場を御利用の場合は、発券される駐車券を会場へお持ちください。駐車券の無料処理をさせていただきます)。

担 当 事業所・学卒部門 小川
電 話 0254-27-6677

公正採用選考人権啓発推進員制度

推進員制度の概要

(1) 趣旨・目的

厚生労働省では、昭和 52 年度から、原則として一定規模以上の事業所について、「企業内同和問題研修推進員」の設置を図り、この企業内同和問題研修推進員に対し、計画的、継続的啓発・指導を行うことを通して、各企業において公正な採用選考システムの確立を図ってまいりました。

平成 9 年度からは、「企業内同和問題研修推進員」を「公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」といいます）」に名称を変更し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識のもとに、就職の機会均等を確保するための公正な採用システムの確立をめざした人権啓発事業として実施しています。

(2) 推進員の設置対象事業所

原則として次の基準に基づき、ハローワークが選定した事業所に対して、推進員選任を勧奨することとしています。

- ① 常時使用する従業員の数が 50 人以上である事業所
- ② 常時使用する従業員の数が 50 人未満の事業所であっても、就職差別事件またはこれに類する事象が発生した事業所など

※ 新潟労働局では、平成 28 年度から、設置対象を 50 人以上の事業所としています。

また、過去に推進員を選任した事業所においては、その後従業員数の変動があっても引き続き選任していただいております。

(3) 推進員の選任基準

推進員は、公正な採用選考システムの確立を図るうえで、当該事業所における中心的な役割を期待するものですから、人事担当責任者、従業員の採用・選考等に関する事項について相当の権限を有する者から選任していただくよう、ハローワークが事業主の皆さまに対してお願いしているところです。

(4) 推進員の役割

推進員は、各人の就職の機会均等を確保するという視点に立って、事業所内における公正な採用選考を確立するための中心的な役割を果たしていただくことになっています。

※ 推進員の異動がある場合のみ、ご提出ください。

公正採用選考人権啓発推進員 選任・異動 報告書

令和 年 月 日

新発田公共職業安定所長 殿

所 在 地 _____

事 業 所 名 _____

代表者氏名 _____

電 話 () _____

従 業 員 数 _____ 名

選任

公正採用選考人権啓発推進員を下記のとおり

しましたので報告します。

異動

記

推 進 員 氏 名 _____

役 職 名 _____

異 動 年 月 日 令和 年 月 日

※メールでご提出の場合

・様式のダウンロード（新潟労働局ホームページ）

https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-hellowork/jigyounushi/kousei_saiyou/suishin.html

・報告先メールアドレス（ハローワーク新発田 人権啓発推進担当）

e-mail suishinin15060@mhlw.go.jp

